

令和5年1月20日
国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所**「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」の設置について**
～流域治水のさらなる推進へ～

国土交通省では、六角川水系において、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、六角川等の計33河川を九州地方で“初”の特定都市河川の指定に向けて、令和5年1月20日に手続きを開始します。

指定の手続き開始にあわせて、武雄河川事務所では、地方公共団体等による様々な流域治水に関する取組を支援するため、住民や企業等からの問い合わせ先を一元化した「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」を、令和5年1月23日に開設します。

武雄河川事務所が管理する嘉瀬川、六角川、松浦川流域において、当窓口を活用し、流域のあらゆる関係者と連携して流域治水をさらに推進します。

【流域治水支援窓口】

武雄河川事務所 1階 ロビー横

電話：0954-23-5157（直通）

メール：qsr-takeo@mlit.go.jp



武雄河川事務所位置図



武雄河川事務所

(添付資料)

【参考】 六角川水系六角川等の特定都市河川指定に向けた手続き開始に関する資料

【令和5年1月20日付 九州地方整備局記者発表資料】

【問い合わせ先】 国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所技術副所長 うすきだ くにたか
薄田 邦貴(内線 204)地域防災調整官 たかはし えいち
高橋 英一(内線 304)

電話:0954-23-5151(代表)

令和5年1月20日

九州地方整備局

流域治水推進室

六角川水系六角川等の特定都市河川指定に向けて

流域の自治体等への意見聴取を実施します

九州地方 “初” となる指定手続きに着手

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、六角川水系六角川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施します。

※六角川水系六角川等の流域をその区域に含む佐賀県及び県内の2市（武雄市・嬉野市）の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、法第3条第8項の規定に基づき、一級河川六角川水系六角川等の計33河川の流域をその区域に含む佐賀県及び県内の2市（武雄市・嬉野市）の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。
- 特定都市河川の指定手続き開始にあわせて、住民等からの六角川等の流域治水に関する問い合わせ先の一元化を行い、六角川等における流域治水の取組を円滑に推進することを目的として、六角川水系を管理する武雄河川事務所内に、「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」を開設します。

【流域治水支援窓口の連絡先】

電話 : 0954-23-5157（直通） メール : qsr-takeo@mlit.go.jp

（添付資料）

- 別紙1 法的枠組みを活用した流域治水の本格的実践
- 別紙2 六角川水系六角川等の概要
- 別紙3 「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」について

<問合せ先>

国土交通省九州地方整備局・流域治水推進室

河川部 河川計画課 課長 酒匂 一樹（内線3611）

課長補佐 今井 勝一（内線3612）

電話092-476-3523

特定都市河川浸水被害対策法の適用

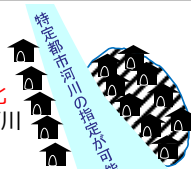
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



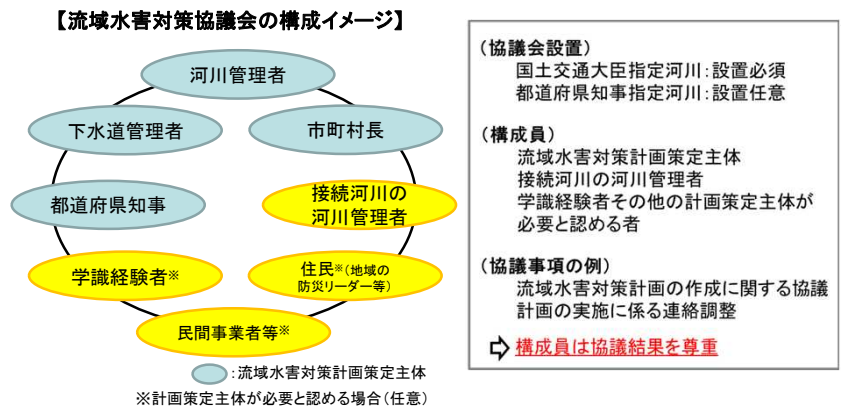
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: $\geq 30\text{m}^3$ (条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象: 公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

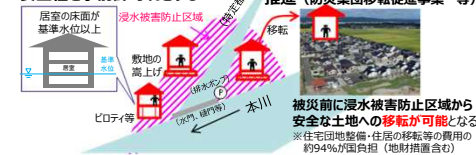
- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

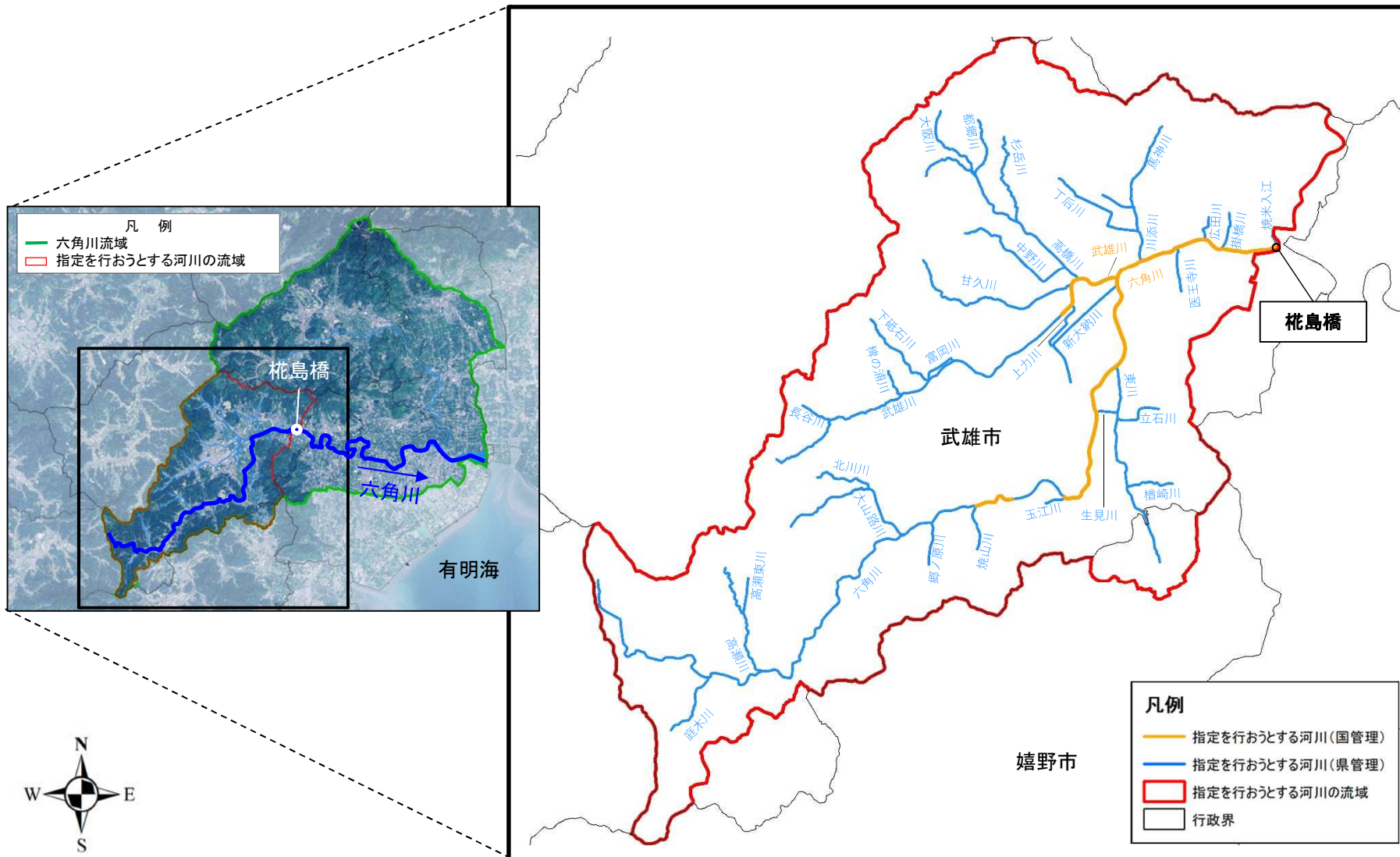
- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

六角川水系六角川等の概要(1/4)

河川区間: 六角川水系六角川(栴島橋より上流)等の計33河川
流域面積: 約99km²(武雄市の一部、嬉野市の一部)



六角川水系六角川等の概要(2/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
ろっかくがわ 六角川	左岸：武雄市西川登町大字神六字村内二万九千七百四十四番の一地先 右岸：武雄市西川登町大字神六字野田二万八千九百十番地先	椀島橋下流端
やきごめいりえ 焼米入江	武雄市北方町大字志久字東中ノ谷五千五百七十五番地先	六角川への合流点
かけはしがわ 掛橋川	左岸：武雄市北方町大字志久字九十三把四千百五十一番地先 右岸：武雄市北方町大字志久字内扇三千六百五十四番の七地先	六角川への合流点
ひろたがわ 広田川	左岸：武雄市北方町大字志久字野副八百九十番の十七地先 右岸：武雄市北方町大字志久字干給千二百九十八番地先	六角川への合流点
いおうじがわ 医王寺川	武雄市北方町大字芦原字谷西平三千七十三番地先の町道橋下流端	六角川への合流点
かわぞえがわ 川添川	左岸：武雄市北方町大字大崎字宮裾町千四百七十三番の三地先 右岸：武雄市北方町大字大崎字耳取千四百七十二番の三地先	六角川への合流点
ちょうごがわ 丁后川	左岸：武雄市北方町大字大崎字川越四千九百四十二番の五地先 右岸：武雄市北方町大字大崎字向野四千八百五十三番の二地先	川添川への合流点
まがみがわ 馬神川	武雄市北方町大字大崎字床並二千五百二十四番の七地先の県道橋	川添川への合流点
たけおがわ 武雄川	武雄市武雄町大字武雄字大谷二千六百九十二番の一地先	六角川への合流点
たかはしがわ 高橋川	武雄市朝日町大字中野字半上七千八百八番の一地先の市道橋	武雄川への合流点
なかのがわ 中野川	左岸：武雄市朝日町大字中野字馬ノ谷六千六百六十番地先 右岸：武雄市朝日町大字中野字馬ノ谷六千六百五十九番地先	高橋川への合流点
すぎのたけがわ 杉岳川	左岸：武雄市北方町大字大崎字アセリ五千四百五十四番の三地先 右岸：武雄市朝日町大字中野字伏原九千七百七十八番の一地先	高橋川への合流点
とごうがわ 都郷川	左岸：武雄市朝日町大字中野字伏原九千七百十二番の一地先 右岸：武雄市朝日町大字中野字伏原九千七百十番地先	高橋川への合流点

六角川水系六角川等の概要(3/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
おおさかがわ 大阪川	左岸：武雄市朝日町大字中野字大坂八千三百四十七番の一地主 右岸：武雄市朝日町大字中野字大坂八千二百五十六番地主	高橋川への合流点
あまぐがわ 甘久川	左岸：武雄市武雄町大字富岡字内ノ子一万三百六十番の二地主 右岸：武雄市武雄町大字富岡字内ノ子一万二百九十五番の三地主	武雄川への合流点
じょうりきがわ 上力川	武雄市武雄町大字永島字牛飼一万三千五百三十九番地主の農道橋	武雄川への合流点
とみおかがわ 富岡川	武雄川からの分派点	武雄川への合流点
しもといしがわ 下砥石川	武雄市武雄町大字武雄字上砥石川六千六百四十四番の一地主	武雄川への合流点
ひのうらがわ 稗の浦川	左岸：武雄市武雄町大字武雄字山王川内六千七十八番地主 右岸：武雄市武雄町大字武雄字山王川内六千百十九番の二地主	武雄川への合流点
ながたにがわ 長谷川	左岸：武雄市山内町大字犬走字長谷六千七百七十六番地主 右岸：武雄市山内町大字犬走字ウツギ谷六千三百七十七番の十一地主	武雄川への合流点
しんだいのうがわ 新大納川	左岸：武雄市橘町大字大日字大西八百八十八番の一地主 右岸：武雄市橘町大字大日字大西八百八十七番の一地主	六角川への合流点
ひがしかわ 東川	左岸：嬉野市塩田町大字久間字明神籠乙三千二百四十七番の三地主 右岸：嬉野市塩田町大字久間字天神籠甲三千八百一番の一地主	六角川への合流点
たていしがわ 立石川	左岸：武雄市橘町大字片白字片白九千三百二十番の六十四地主 右岸：武雄市橘町大字片白字片白九千三百二十番の八十六地主	東川への合流点
ならぎきがわ 檜崎川	左岸：武雄市橘町大字大日字檜崎七千二百八十四番の二地主 右岸：武雄市橘町大字大日字檜崎七千二百七十九番の三地主	東川への合流点
いきみがわ 生見川	六角川からの分派点	東川への合流点
たまえがわ 玉江川	左岸：武雄市橘町大字永島字北上野五千四百八番の一地主 右岸：武雄市橘町大字永島字西上野五千八百三十九番地主	六角川への合流点

六角川水系六角川等の概要(4/4)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	区間	
	上流端	下流端
やきやまがわ 焼山川	左岸：武雄市東川登町大字永野字大浦二千九百九十一番の二地先 右岸：武雄市東川登町大字永野字於五殿二千三十三番の二地先	六角川への合流点
ごうのはらがわ 郷ノ原川	左岸：武雄市東川登町大字永野字八久保四千七百五十二番地先 右岸：武雄市東川登町大字永野字原田四千四百九十九番の二地先	六角川への合流点
おおやまじがわ 大山路川	左岸：武雄市東川登町大字永野字楠峰八千七百九十二番の一地先 右岸：武雄市東川登町大字永野字上林九千六十二番地先	六角川への合流点
きたかがわ 北川川	左岸：武雄市東川登町大字永野字広田七千九百八十四番の二地先 右岸：武雄市東川登町大字永野字乙田八千七番の二地先	大山路川への合流点
たかせがわ 高瀬川	左岸：武雄市西川登町大字神六字北ノ坂二万四千五百三十九番地先 右岸：武雄市西川登町大字神六字藤兵衛谷二万四千七百八十番地先	六角川への合流点
たかせひがしがわ 高瀬東川	左岸：武雄市西川登町大字神六字東ノ川内二万三千八百九十三番の二地先 右岸：武雄市西川登町大字神六字小川内二万四千二百二十四番地先	高瀬川への合流点
にわきがわ 庭木川	左岸：武雄市西川登町大字神六字押ヶ渚二万五千五百六十五番地先 右岸：武雄市西川登町大字神六字大野二万五千五百六十七番の一地先	六角川への合流点

「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」の設置について

- 気候変動に対応するためには、従来の治水対策（河道掘削、築堤など）だけでなく、流域・氾濫域におけるまちづくり等と一体となって水災害対策に取り組むことが不可欠
- このため、武雄河川事務所とまちづくり部局間の連携強化及び住民や企業等からの問い合わせ先の一元化により、あらゆる主体による流域治水の取組を円滑に推進することを目的として、「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」を設置

【流域治水支援窓口のイメージ】



【問い合わせ先】

「武雄河川事務所 流域治水支援窓口」

武雄河川事務所1階 ロビー横

電話 : 0954-23-5157 (直通)

メール : qsr-takeo@mlit.go.jp

